

北九州市耐震改修促進計画改定案の概要

第1章 耐震改修促進計画の位置づけ

1. 計画の目的

- ・地震や防災の取り巻く状況や北九州市の現状を踏まえ、建築物の耐震性の向上を総合的かつ計画的に促進することを目的に策定。
- ・現計画（令和7年度末まで）を見直し・再構築し、令和8年度以降の新たな計画に改定。

2. 計画の位置づけ

- ・本計画は、耐震改修促進法第6条に基づく市町村計画として策定するもので、北九州市・新ビジョン（基本構想・基本計画）の分分野別計画として位置づけ。
- ・計画期間は**令和17年度まで**（5年を目途に見直し）

第2章 建築物の耐震化の現状と課題

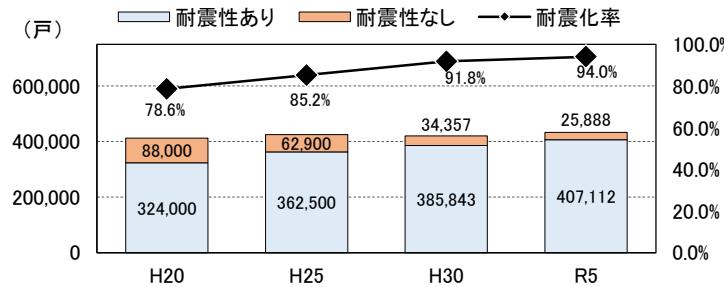
1. 想定される地震と被害の想定

- ①活断層による地震
 - ・令和7年9月の地震に関する防災アセスメント調査報告（福岡県）による最大の地震被害は、**小倉東断層では、最大震度7、全壊全焼約11,000棟、死者数約500人、福智山断層では最大震度7、全壊全焼約11,000棟、死者数約400人と想定。**
- ②プレート境界周辺で発生する地震（南海トラフによる巨大地震）
 - ・南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの被害想定（令和7年3月31日）によると、**福岡県では、最大震度は5強で、全壊全焼が約700棟と想定。**
- ③令和6年能登半島地震では、**旧耐震の住宅の倒壊率が高い。**

2. 耐震化の現状

①住宅

- ・住宅全体の耐震化率は令和5年度末で**94.0%**。うち木造戸建て住宅は**約87%**と進歩に遅れ。



②特定既存耐震不適格建築物（令和5年度末）

- 1) 多数の者が利用する建築物の耐震化率：**95.4%**
- 2) 耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物：**7棟**
- 3) 多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物：**〇棟**

③市有建築物（令和6年度末）

- ・耐震化率 **98.9%**（市営住宅：98.4%、市営住宅以外 99.5%）

第3章 建築物の耐震化の目標

1. 耐震化の目標

①住宅

耐震化率 94.0% (R5)
⇒耐震性が不十分なものを
おおむね解消(17年度末)

②要緊急安全確認 大規模建築物

耐震性が不十分なものの棟数7棟 (R5) ⇒
おおむね解消(12年度末)

2. 目標達成に向けた耐震化への取組

基本方針と目指す姿

基本指針	○住宅・建築物の所有者自らが積極的に耐震化に努めることを基本とする ○本市は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う
------	-----------------------------------------------------------------

目指す姿 『地震に強いまちの実現』

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

施策	取り組み内容
建築物の耐震化への取組	(1) 住宅の耐震化 ①建築物所有者への啓発 ②耐震診断及び耐震改修工事等への支援 ③リフォーム時における耐震化の誘導 ④相談体制の充実・強化
	(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化 ①適切な指導等による耐震化の促進 ②耐震診断及び耐震補強工事等への支援 ③建築物の定期報告制度等の活用による耐震化の促進 ④防災拠点建築物等の耐震化の促進
	(3) 市有建築物の耐震化 ①市有建築物の耐震化
	(4) 法律による耐震化の促進 ①耐震改修促進法（平成25年5月改正）による耐震化の促進 ②マンション建替え円滑化法（平成26年6月改正）による耐震化の促進
耐震改修促進のための普及・啓発	(1) 防災意識の向上 ①北九州市防災ガイドブックを活用した普及啓発 ②北九州市防災教育プログラムを活用した普及啓発 ③地震体験車を活用した普及啓発 ④地域ぐるみの防災活動の促進 ⑤防災情報の提供
	(2) 耐震改修促進に関する情報の提供 ①情報の提供 ②耐震改修に関するセミナー等の開催
	(3) 研修等による人材の確保と活用 ①専門技術者や耐震診断アドバイザー等の育成 ②地域に根ざした専門的技術者の養成
	(4) 法に基づく適切な指導・助言等の実施 ①ブロック塀の安全性の向上 ②窓ガラス等の破損・落下防止 ③天井等の非構造部材の安全性の向上 ④建築設備全般の安全性向上 ⑤関係機関との協力による安全対策の推進 ⑥老朽危険家屋に対する取組 ⑦空き家に対する取組 ⑧自然災害に配慮した防災対策 ⑨地震による地盤の液状化災害予防対策
	(5) その他の施策 (1) 建築物の総合的な安全対策の実施

第5章 計画の実現に向けて

- ・国、福岡県、北九州市、市民、関係団体の役割と責務を明確にし、連携を図りながら計画を実行する